

令和元年度 事業計画書

自 平成 31 年 4 月 1 日
至 令和 2 年 3 月 31 日

事業計画

令和元年度の我が国の経済は、10月に消費税率の引き上げが予定されている中、経済の回復基調が持続できるよう臨時・特別の措置が講じられ、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展し、内需を中心として景気回復が見込まれています。また、物価については、景気回復により需給が引き締まる中で上昇しデフレ脱却に向けて前進が見込まれています。

一方、先行きのリスクとして、通商問題が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があります。

日本航空協会においては、近隣貸会議室の新規大型店の複数開業の影響を受け、航空会館貸会議室の売り上げは厳しい事態が続いていましたが、関係各位のご協力のおかげで昨年度は平成28年度ベースまで回復する事が出来ました。また、テナントに於きましては満室を維持しています。

しかしながら、先行きの経済状況をはじめとした予見しがたい様々な環境変化によるイベントリスクに備え、予算の中身を精査し無駄を排除しつつ必要な活動に重きを置き、公益法人として求められる事業を引き続き着実に推進していく所存でございます。

つきましては、令和元年度の個別の事業については以下の通り、ご説明させていただきます。

I . 文化事業

1. 講演会等の開催

「航空と宇宙」に関連した講演会を実施する。

2. 航空図書館

- (1) 内外の航空関連図書を広く収集し、来館者への閲覧及び貸し出しに供する。
- (2) 6階展示コーナーで航空機模型等の展示を行う。
- (3) 専門図書館としての価値向上に資する新たな展開を推進し、サービスレベルの向上を図る。

3. 機関誌・図書の刊行

- (1) 機関誌・広報誌である「航空と文化」を年2回発行し、WEB版を随時更新する。
- (2) 「航空統計要覧」を年1回発行する。
- (3) 「数字で見る航空」を（一財）空港振興・環境整備支援機構より引継ぎ、年1回発行する（新規）。

II . 航空遺産継承基金事務局業務

1. 財政基盤の維持拡充

賛助員の募集に努め、財政基盤の維持に努める。

2. 資料の保存継承

- (1) 散逸の恐れのある資料について保存継承に努める。
- (2) 航空遺産の文化財的価値に対する理解の促進及び当基金の活動内容の周知により、保存事業の強化を図る。
- (3) 「重要航空遺産」の選定を進める。
- (4) 独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所と共同で実施中の貴重資料保存に関する研究を継続する。

3. 資料の調査研究

- (1) 航空機を対象とした悉皆調査を継続する。
- (2) 寄贈資料等について専門家の協力を得ながら調査研究を進める。

4. 資料の公開

- (1) 整理の終わった資料をインターネットなどで公開する。
- (2) かかみがはら航空宇宙博物館における「飛燕」の展示を継続する。
- (3) 「飛燕」の修復の記録を編集発行する。

5. その他

各種展示会への協力及び外部からの調査・取材協力、航空遺産に関する相談等に対処する。

Ⅲ. 航空スポーツ普及・振興事業

「安全に楽しく」をモットーに、日本における航空スポーツの普及・振興による裾野（愛好者・理解者）の拡大と頂点（技量・競技成績・記録）の向上に資することを目標に、限られた資源を有効に活用し事業を展開する。

1. 国際航空連盟（F A I）の日本代表（N A C : National Airsport Control）として、航空スポーツの日本選手権や国際競技会の公認、F A I 及び国際オリンピック委員会（I O C）関連団体が主催する国際競技会への日本代表選手団の派遣、国内イベント大会等の後援をすると共に、各種目の記録や技能証の管理を実施する。
2. F A I、Airsports Federation of Asia（A F A）、各航空スポーツ統括認定団体、関係官庁などと緊密な連携を保ちつつ、航空スポーツの安全確保と航空スポーツ団体の健全な発展を支援する。
3. 次世代を担う子供達に大空への夢を育むことを目的として、青少年教育プロジェクトを推進する。
 - ・青少年教育プロジェクト【航空スポーツ教室の開催、F A I 青少年航空宇宙絵画国際コンテスト国内募集・審査、こども模型飛行機教室の開催】
4. 航空スポーツの普及・振興のための認知度向上を目的として、各航空スポーツ統括認定団体等と連携し、継続、発展的な航空スポーツプロモーションイベントを企画、実施する。

Ⅳ. 表彰・弔慰援護事業

1. 表彰規定に則り選考された航空界、航空スポーツ界の功労者などを航空関係者表彰、および国際航空連盟賞受賞者として、「空の日」に表彰式を行い、表彰・伝達する。
2. 航空殉職遺児に対し、航空育英会規定により奨学金を給付する。

Ⅴ. 航空交流事業

1. 「空の日」に航空関係者表彰受賞者、航空スポーツ日本記録樹立者及び関係者による祝賀会を実施する。
2. 新年賀詞交歓会の世話人代表としての円滑な運営に努める。
3. 航空の安全と発展を祈念し、航空神社祭の奉賛運営を行う。

VI. 全国地域航空システム推進協議会 事務局業務

全国地域航空システム推進協議会（全地航）は、1983年に設立され、主に地方行政の立場から小型航空機を使用した地域航空システムの推進を図るため、地方の空港及びその施設の整備、事業者の経営基盤強化のための環境整備等の活動を行っており、事務局を日本航空協会が受託している。

地域航空は、地域医療のための医師の出張の交通手段や通院を目的とする生活の足として、また地方創生に資する訪日外国人等の地方誘導を促進するための手段としての役割等が大きく期待されている。

一方で地域航空事業者の一席あたりの運航費は高く、経営基盤が脆弱であるため、安定的な運航の維持には解決すべき様々な課題を抱えている。

これら課題に対し、研究調査、研修会および地域航空フォーラムの開催、国への要望活動、また、ホームページによる各自治体の取組をはじめ会員相互の情報発信および情報共有の促進を図る等の幅広い事業活動を展開していく。

VII. 「空の日」・「空の旬間」実行委員会事務局業務

例年通り、下記3方針に則り、国土交通省航空局と共に事業を企画・実施する。

1. 広く国民一般に空への理解と関心を高め、航空の発展に寄与する。
2. 青少年・子供たちの育成を常に心掛ける。
3. 各事業をきめ細かくフォローし、事業毎の費用及び効果の精査を励行する。

VIII. 国際線発着調整事務局

1. 我が国の混雑空港である成田国際空港、東京国際空港（羽田）、関西国際空港、新千歳空港、及び福岡空港に就航する国際・国内定期便に関し、各空港に係る諸制約を踏まえつつ I A T A（国際航空運送協会）のガイドライン等に則って、いずれの航空会社にも属さない第三者機関として、中立性、公平性、透明性を確保しつつ、公正に発着調整業務を遂行する。
2. 2019年冬期並びに2020年夏期スケジュールに向けた I A T A スロット会議（S C）への対応を適切に進める。特に、2020年夏期スケジュールについては、東京オリンピックに伴う成田国際空港、東京国際空港（羽田）の増枠があるため、中立性、公平性、透明性に留意しながら慎重に調整を行う。
3. より一層の中立性、公平性、透明性を推進するため、体制の見直し、規定類の整備等を積極的に進める。
4. より一層の中立性、公平性、透明性を推進するため、ホームページ等を通じ最新情報の提供等を積極的に進める。

IX. 航空会館運用事業

1. 航空会館のテナント賃貸事業
 - (1) 設備の改修とサービスの向上を図りつつ各テナントとの良好かつ安定した関係を維持継続し、賃貸収入の極大化に努める。
2. 貸し会議室事業
 - (1) 安定的な上顧客の維持と、新規顧客のリピート率を高めるべく、お客様のニーズを把握し、きめ細やかで満足度の高いサービスを行う。
 - (2) 収入増に向けて以下の施策を行う。
 - ・ 近隣地域、上顧客等のリピート利用につながるセールスアプローチ
 - ・ W E B を中心に、広告媒体を利用した新規利用のセールスアプローチ
 - (3) コスト管理を徹底し有効的な貸し会議室事業運営を行う。
3. 建物、設備の維持管理
関連法規を順守しインフラ設備関係（非常用放送設備等）の保全工事を計画的に実施する。
また、防災センターを通じ引続き日常的な施設、設備のきめ細かな修理営繕を行う。

X. 航空クラブ

1. 航空クラブ運営について、会員のニーズに応え卓話会をはじめ諸行事の企画充実を図る。
2. ホームページ等を通じて会員へのサービス向上に努めるとともに、会員数の増加を目指す。
3. 現状の事業及び活動に関して収支状況を考慮し、業務の効率化を図るとともに効果的な予算支出に努める。